

学校における紛争を解決する方法と課題

－メディエーションやソーシャルワークの機能的役割－

志賀 文哉¹

The Methods and Issues of Conflicts Resolutions in Schools － Functional Roles of Mediation and Social Work －

SHIGA Fumiya

〔摘要〕

教員の多忙さの一要因として学校における紛争への対応がある。いじめへの対応は学校として迅速かつ適切に対応する必要があり、専門性も必要になる。メディエーションは話し合いによる解決のために中立的に援助するものであり、それを担う者の養成もなされているが、法律等の専門家と連携しながら組織的に対応するべきと考えられる。ソーシャルワークはこうした紛争においても仲立ちの役割を担うことが可能であり、専門的対応によって子どもの最善の利益を守ることが期待される。またそうしたことは「チーム学校」に適うものであり、学校内で対応・検討する機能が教員のストレス等を軽減するとも期待される。紛争等の問題を訴え、助けを求めやすい学校づくりが求められている。

キーワード：教員の多忙さ，学校における紛争，解決，メディエーション，ソーシャルワーク

Keywords：busyness of teachers, conflicts in schools, resolutions, mediation, social work

I はじめに

教員の本来業務としての教育やその準備にかかる時間が十分に取れないこと（多忙さ）の要因の一つに、学校で生じる紛争など様々な問題が指摘されている。問題への対応が難しい場合や処理できずに蓄積される場合には、過労や精神的なストレスの蓄積を助長することになる。教職員が抱えるストレスや悩みの内容では、「長時間勤務の多さ」（43.4%）「職場の人間関係」（40.2%）について、「保護者・PTA等への対応」（38.3%）が調査から明らかになっている。（厚生労働省，2018）「保護者・PTA等への対応」については特に「校長」の約6割が抱える問題として顕著であるが、「学校や児童・生徒を取り巻く環境」（31.1%）も教職員の3割以上が抱える問題であることを考慮すると、こうした問題の複合を経験する教員の精神的な疲労や苦痛は大きいと考えられる。

教職員のストレスや悩みと関連する問題として、

いじめの問題は大きく、対策は重ねられてきているが、その効果が表れているとはいえず、対策を後押しするはずのいじめ防止対策推進法の見直しが法に示した当初予定より遅れているという実態がある。いじめ事案について現場対応の適切さや迅速さが求められると同時に、教員の過労への対処も待たなしの状況になっており、袋小路に入ったかの印象もある。働き方改革では、上述の「長時間勤務の多さ」が主要課題の一つであるが、「所定勤務時間を超えて業務が発生する理由」のなかで、回答者の半数以上が選択している項目に、「自身が行わなければならない業務量が多いため」（69.6%）「予定外の業務が突発的に発生するため」（53.7%）があり、一人当たりの業務量を減らすための「過重勤務の防止に向けて必要だと感じる取組」のトップは「教員（専科教員を含む）の増員」（78.5%）となっているのはそのことを反映していると考えられる。

しかし、「自分が行わなければならない業務」は割り当てられたり任せられたりするものも含むと考えれば、本人の理解や意向とは別に、他者に任せる、特に専門性からみて移譲すべき業務が含まれるので

¹ 富山大学人間発達科学部

はないかと考えられる。また、予定外の、突発的な業務には通常業務の範囲を超えている、あるいは想定外の事態が含まれるのではないかと考えられる。調査によると「カウンセラーなど外部人材の増員」を必要と考える割合は低いが、このことは「チームとしての学校」における「学校の教職員等の役割分担の転換」（文部科学省、2015）を進めることに即していることになるのかを考える必要もある。

本稿においては、学校で対応が求められるいじめ等の紛争に際し、それを学校に関わる誰がどのように対応するのが適当であるかを、とりわけ教員以外の者を中心に考えてみたい。そのことによって教員の多忙さ軽減と学校内における対応力向上の一助となるのではないかと考える。なお、本稿では学校教育法第1条にある学校を対象とした調査結果を用いるが、本稿で取りあげるスクールソーシャルワークが小中学校を中心に浸透していることもあり、義務教育課程の学校を主な対象とし、その課程にある子どもを児童生徒と表現する。また学校で生じる様々なトラブルの中で児童生徒同士が対立し学校が対応する必要が生じるもの、児童生徒と学校が対立し学校が当事者として対応する必要が生じるものを紛争と表現する。

II 学校内の紛争について

1. 紛争とは

学校における紛争として近時とくに問題となっているものはいじめである。いじめは、いじめ防止対策推進法第2条にその定義があり「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。定義が網羅的で広範に過ぎる（日本弁護士連合会、2018）とされ、その弊害も指摘されている¹が、この定義に沿うものとして2018年10月に明らかにされた2017年度の件数は「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は414,378件（前年度323,143件）と前年度より91,235件増加」していることが報告されている。（文部科学省、2018）その内訳では小学校が最も多く317,121件（前年度237,256件）と76.5%を占めて

いる。

いじめに伴う重大事態は対象となった児童生徒の生命に関わるものに限らず、種々の暴力被害や心因性の身体反応（嘔吐・腹痛など）、金銭的被害なども含まれ、さらにこうしたものを下回る程度の被害でも総合的判断により含む場合があるとしている。（文部科学省、2017）こうしたことに伴い、児童生徒同士や被害生徒・保護者と学校の間で紛争となり、裁判にもなりうる。

一方、紛争はいじめだけに限らない。何らかの問題を認識した保護者から学校に苦情が寄せられることがある。その中には対応の仕方の不適切さから関係が悪化し、裁判になる事例もある。

例えば、実際に裁判になったケースでは、いわゆる「モンスターペアレンツ」と見做された保護者に対し、担任教員が慰謝料等を請求提訴し、請求棄却が確定した後、今度はその保護者が当該の担任教員とその学校長およびその学校が所在する市に対して提訴したものがあつた。本件では、当初、学校や教育委員会は保護者との関係を修復する努力をしたが、関係の改善に至らず、別に保護者から被害届を警察署に提出される事案も生じて、学校として対応の限界と捉えるに至つたと理解される。担任教員が提訴した裁判について当該の校長は担任教員擁護の所見を示していた。本件では、担任教員から相談を受けた弁護士が訴訟提起を提案しており、争うに足る事案と認識されたこともある。

このケースについて、担任教員以外の教員を介在させるなどの対応の必要と合わせ、「学校との関係が悪化した保護者の対応は校長が行うべきである」旨示している。（川、2019）

2. 紛争にどのように対処すべきか

紛争への対処に関してはいくつかの方法が考えられる。当事者間で事実とその認識の共有を進めることで解決の道を拓いていくにも、その間に第三者が入って適時適切に二者関係を取り持つことが重要になる。その仲立ちの役割として、メディエーションがある。

メディエーション（Mediation 調停）とは、何らかの問題で対立関係にある当事者間に、第三者としてのメディエーターが入って、話し合いによる解決ができるように援助する方法をいう。メディエーターは、双方がそれぞれの主張を尽くすための援助的態

度をもつ中立者である。(池島 他, 2007) したがって、メディエーターは自ら審判を下すような立場にはない。あくまでも当事者同士の解決の提案をし、合意形成を促す中立的立場を維持する。調停が不調になった場合、その機会だけで断念する(させる)のではなく、話し合いの機会はその後も開かれていることを伝え、当事者の解決に寄り添う。メディエーションにおいては、解決したあとによき人間関係をつくるのが目指されている。

他に、似たような役割として、アービトレーション(Arbitration 仲裁)がある。仲裁は、内容が重なる部分があるが、メディエーションとは異なり、第三者に仲裁を依頼して解決する方法で、メディエーションよりも法的強制力を持つとされる。(池島 他, 2007)

この2つの概念を学校内の紛争に即して考えてみると、児童生徒の紛争当事者(二者)間での解決が難しいような場合(例えば、いじめ)、状況の把握や事態のエスカレーション防止、また学校としての早期対応(例えば、いじめ対策組織の設置)のために初動段階でメディエーションの機能が発揮され、それでもなお対応が難しい場合に、アービトレーションによる紛争解決の段階に移ることが考えられる。アービトレーションの依頼を受けるのは法律の専門家が想定されることから、信頼における公平中立な存在に事態の収拾を行うことで沈静化を図るものと解される。児童生徒の紛争がそれで完全に収まるとは限らないが、アービトレーションに至る段階で、学校や保護者、関係機関のかかわりが生じていると想定することは難しくなく、どちらにも肩入れしない中立な第三者によるかかわりは有効であると考えられる。

なお、法律の専門家が関わることについては、実現可能性や役割の適切さが問題となりうる。教育の現場に法律家が入り込むことはどのような影響をもたらすのか、また法廷のように対立する二者を裁くことまたはその支援を学校で行うのではなく、円満な解決に導くことを目的としたとき、そのような専門性を法律家に当然のように求めることができるか、といった疑問である。こうした疑問を抱くことが一般的であるとするれば、学校への法律の専門家の関わりがまだ社会的には浸透していないということになる。学校文化の中で馴染みのものになっているとはいいがたいものの、実際には既に、日本弁護士

会が『『スクールロイヤー』の整備を求める意見書』を2018年1月に出している。そこでの問題意識は「いじめ、不登校、体罰、事故等、日々様々な問題」が起こっている学校を助け、子どもの最善の利益を守ることである。大阪府では2013年から「大阪府いじめ防止基本方針」に基づき、市町村教育委員会の要請に応じて弁護士を担当スクールロイヤーとして定め、必要に応じて派遣し、法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う事業」を展開しており、中央教育審議会も法律家の活用に前向きな姿勢を示している。(日本弁護士連合会, 2018) 見直しが進むいじめ防止対策推進法の議論の中では、いじめを放置した教員の懲戒が挙げられているが、却って隠蔽を助長するのではないかと懸念もあり、「子どもの最善の利益」を考えながら学校や市町村教育委員会に「適切な行動を促す役回り」としてスクールロイヤーを配置することを推す考えもある。(朝日新聞, 2019年4月8日) また、法以外の方法も用いて解決に導く専門性に関しては、司法においてソーシャルワーク・アプローチで解決を模索する方法があり、このアプローチによる弁護士の関わりについて「法的知識・職能を駆使し潜在的なトラブル要因を探り芽の段階で摘もうとする支援活動は、通常の弁護士業務における予防法務での助言提供や法的判断とも異なる」と評されている。刑事分野での弁護士の支援活動がソーシャルワークとして捉え直されていることもあるが、こうしたこれまでに十分知られてこなかった法律家の専門的機能をアービトレーションにおいて応用的に活かすことが考えられうる。

このことは、山下(2013)も「修復的アプローチ」として学校における紛争(コンフリクト)への応用的な適用可能性を模索する考えを示している。このアプローチは「個人対個人、あるいは個人と集団、さらには集団と集団の間に生じるコンフリクト(対立・紛争)を、利害が対立する当事者間にファシリテーターが介在し、平和的な方法によって関係の修復を図ろうとする理念及び方法」と説明され、ソーシャルワークと親和的であることが示されている。ファシリテーターは、ファシリテーションを専門に行うものであるが、「グループや組織でものごとを進めていくときにその進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う人」¹¹であり、問題解決の場面ではそれを促進す

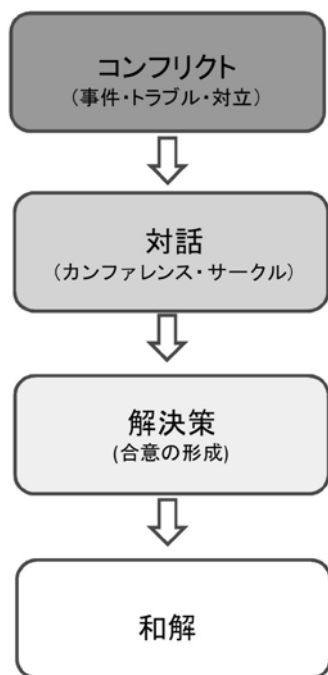


図1 修復的アプローチによる解決プロセス（(山下, 2013) を一部改変・省略）

る中立者として重要な位置にいる。修復的アプローチの展開を簡略に示すと図1のようになる。このプロセスで特に重要なのは「対話」であり、中立的なファシリテーターが「参加者のニーズや解決策を引き出す」役割を担う。アメリカ合衆国、オーストラリア、ニュージーランド等で導入されており、高い評価を受けているものであり、いじめ問題への対応が問われている日本においても有効である可能性がある。（山下, 2013）

Ⅲ 解決の模索について

紛争に際して、その解決を教員にだけ求めるのでは適切ではない。業務の多忙さのほか、対応にはその場面ごとに求められる専門性も考慮する必要があると考えられる。そうした観点から、心理や福祉の専門職の活用、さらに新たにその役割を担う人を配置して、学校内で連携しながら対処していくことが考えられる。

1. 教育メディエーターの役割

教育メディエーターとは生徒同士の紛争、保護者等からの苦情を中立の立場で調停する者を指す。愛知教育大学の「教育支援専門職養成課程教育ガバナンスコース」で独自に養成がなされているもので、

まだ公的な資格ではない。学校においてこの役割を果たすのは「学校事務職員」が想定されているが、これは学校事務職員の方が「教員に比べれば、比較的中立的な立場に立ち易い」（松原, 2018）ことから地方教育行政法第18条第8項の相談（とりわけ苦情対応）を担う職員を学校事務職員とする考えのほか、同コースが学校経営的な観点から「教育活動の質を高める経営管理事務の領域に重点を置」ていることを示すものと考えられる。（土井, 2019）この背景として、「教育分野においても、ますます増大する保護者からの苦情やいじめ問題等の解決に関し、その役割が期待されて」との認識がある。（愛知教育大学, 2019）

一般的には庶務や経理の仕事が中心とみられる学校事務職員に中立的な立場でさまざまな「紛争」状況に対することが可能であるためには紛争処理の経験を重ね、場数を踏む必要があろう。同コースではロールプレイにより、学校で生じる様々なトラブル、そしてそれに関与してくる保護者を想定し実践的な学習を重ねるものとなっている。（各務, 2019）そうした紛争処理のスキルを身につけた者が教育現場の、教員以外におれば、教員としてはストレスを軽減し教育に集中しやすくなるかもしれない。またこの方法は教育以外の専門職が加わって学校経営していく「チーム学校」の推進にも適うものとも考えられる。

一方で、紛争をどのように認知するか、またその後、どの段階でどの程度関わるか（介入するか）について不明であり、判断や見極めは容易ではない。仮に紛争を教員が知り、それを教育事務職員に預けるとしても、児童生徒とその教育事務職員との関係が築けていないとすれば、紛争の解決に際し当事者（児童生徒）同士とはいえ形式的な話し合いになり、問題を潜在化させるかもしれない。

上述の裁判事例に即して考えると、紛争の初期段階にこうした関係の悪化があるとすれば、その見極めが重要であるが、関係が悪化したと見做されたら校長の責任で対処するとする手続きにおいて、教育メディエーターの役割はそれよりも前の部分といえ、限定的と受け取れる。しかし、最初の関わりだけを担うのではなく、その後も紛争に関わり続けるものと考えれば、関係者・関係機関をつなぐ役割が必要と思われ、そこに専門性が問われるのではないかと考えられることから、その役割を担う者を含む

組織（例えば、後述のいじめ対策組織）を学校が設置し、適切に対応する組織の一員として位置づけることが現実的であると考えられる。

2. 学校内での対応とソーシャルワーク

アメリカ合衆国では児童生徒同士の、仲間による仲裁（ピア・メディエーション）があり、いじめ問題の有効な対応策として可能性があることが指摘されていた。（池島 他, 2007）しかし、2013年9月に施行されたわが国のいじめ防止対策推進法および国のいじめ防止基本方針にはピア・メディエーションのような当事者による解決に類する記述はなく、学校組織としてどのように対応するかの観点から構成されている。ピア・メディエーションには問題を起こした側（加害者）に内在している問題を、加害者と被害者の両者で見つめ、解決のために取り組む「外在化」を進めることを通して関係の修復を図るもので、「課題や問題、トラブルの解決に参加できるエンパワーメント（自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること、そのような力をつけること）の教育ができ」、学校の平和文化を醸成するとともにされている。（水野, 2016）また天津市では教育センターにおける教職員対象の全体研修会で研修内容として取り上げられたり、実際に学校によってはピア・メディエーションを導入しているところもある。こうしたアプローチの仕方はソーシャルワークの応用が期待される場所である。

学校とソーシャルワークのかかわりとして、2008年度から小中学校への配置が進められてきたスクールソーシャルワーカーがある。それ以前からスクールカウンセラーの配置はあったが、「いじめや不登校など教師やカウンセラーが対応してきた課題に対しても、教育や心理とは異なる社会福祉の専門職としての関わりが求められる」とも期待されている。（加藤, 2009）とりわけいじめの問題は結果の重大さもあってその把握や対応など扱いは迅速かつ慎重であることが求められている。

いじめ防止対策推進法によれば、担任教員等が抱え込まないために設置することになっているものに「いじめ対策組織」がある。いじめ事案が顕在化してからの役割が多く期待されているようであるが、いじめを疑う事象の把握段階から実際の対処のプロセスにおいて教育メディエーションがなされる

組織的に対応する学校（イメージ）

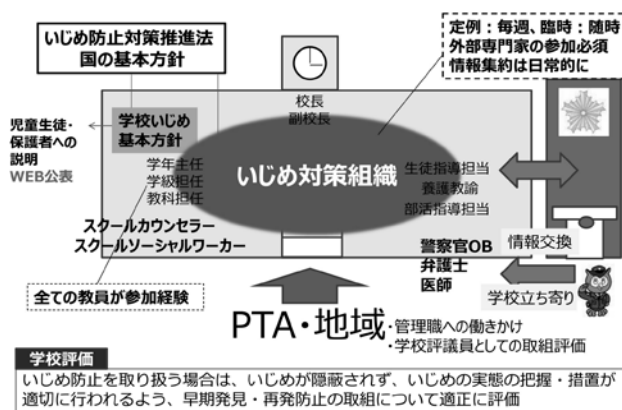


図2 学校におけるいじめ対策
(文部科学省, 2017)

可能性が高いと考えられる。このいじめ対策組織には心理や福祉の専門家もかかわるものと想定されており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはそれに該当する。（図2）

いじめの認知に関して、「いじめの防止等のための基本的な方針」によれば「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」とされている。いじめ対策組織の機能とその成果如何が学校評価にかかわるため、「いじめの実態の把握・措置」は学校を挙げて取り組むものになり、外部組織との連絡調整も重要になる。またいじめに遭った児童生徒の学校生活への復帰や再順応に際しても相当の配慮が必要である。こうした場面を想定してもやはりソーシャルワークの役割は小さくないと考えられる。

また学校において、子どもや保護者に対応していく「校内検討機能」に注目しこの機能を促進することが子どもや保護者の問題解決や教師のストレス等の軽減になりうるとする研究がある。（厨子, 2012）この「校内検討機能」の詳細な定義はないが、子どもや保護者の問題への対処を教員が担うものとして、同機能の有無が子どもや保護者の問題に関するサポートの必要性を左右するという捉え方から、教員を中心に校内で子どもや保護者に関わる様々な事案に対応することと解される。この機能は教員の疲弊感やストレスなど精神状態の悪化を防ぐために重要な媒介効果をもつものとして重要視され

ており、この校内検討機能を高めるものとして、エコロジカルな視点から環境調整を行ったり、チームアプローチで対応したりする、また早期対応の場面においてアセスメント力やプランニング力に専門性を発揮できるソーシャルワークの役割が見出されている。

3. ソーシャルワークの専門性と有用さ

学校におけるソーシャルワークの有用さを検討する中では、例えば「保護者」を積極的に定めることができなければ、児童生徒が権利侵害の状態に置かれてしまう可能性があるため、そのような状態をいち早く解消したり、予防したりするために社会福祉の専門職であり、権利擁護の実践者であるソーシャルワーカーが重要視される。事案として多いとは言えないが、実親を失うなどで親権者不在となった児童生徒の場合、学校教育法では「未成年後見人」が保護者となる。福祉や司法においては「現に監護する者」を保護者とすることから法律に沿った扱いに齟齬が生じており、学校教育活動において支障がないようにするためには「未成年後見人」の明確化（未成年後見開始手続きの着手）が必要となるが、学校現場ではそのことを詳細に把握していないことから、見過ごされ、養育がうまくできなくなるネグレクト事案が顕在化して初めてその問題に気づくようなケースが報告されている。（林，2018）「スクールソーシャルワーカーの役割は、子どもの気持ちや思いを受け止める役割に留まらない。子どもが感じていることや伝えたいと思っていることを子どもが周りの人たちに伝えていけるように手助けをする役割や、子どもの声を聴いた周囲の大人が子どものために良い解決を目指して力を合わせられるように仲立ちをする役割が重要」（加藤，2009）とするならば、スクールソーシャルワーカーが上述の教育メディエーションの機能を兼ねて担うことも一つの方法であると考えられる。

さらに、いじめも要因の一つとなりうる精神疾患においても、実効性のあるソーシャル実践（学校においてはスクールソーシャルワーク）が緊急度の高いケースや支援困難事例に対して子どもと保護者の双方にアプローチする（ファミリーソーシャルワーク）特徴を活かして支援することができる（小野，2017）有用さを考慮すると、スクールソーシャルワークの役割は大きく、教育メディエーションとの一体

的運用により事後的なサポートも充実すると考えられる。

以上のことから、ソーシャルワークの役割に期待と可能性は大きく、教育メディエーターなど仲立ちを行う者にはそうしたソーシャルワークの知識や技術を備えたものが担うこと、または積極的な連携の対象となることにより、事案の初期からその後の対応にまで十分な支援ができるようにすることが望ましいと考えられる。

IV おわりに

本稿ではいじめを中心とした学校における紛争にどう対処するか、紛争の仲立ちの役割、またそれにおけるソーシャルワークの可能性や有用性について述べた。学校における紛争の対処は学校教員の多忙さを解消するために必要であるとともに、子どもの最善の利益を尊重する観点から、適切なかかわりが必要であり、教員外の職員や学校外の専門家の積極的連携が必要になっていると思われる。新たな教育メディエーターの養成に注目するとともに、専門家同士の連携協力が求められていると考える。

「チームとしての学校」の考え方の中でも、「我が国の教員は、学習指導、生徒指導等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導に当たってきたことが教育の成果につながっている」という認識のもと、教員以外の専門スタッフのかかわりは「教員が専門スタッフに業務を完全にバトンタッチするのではなく、両者がコラボレーションし、より良い成果を生み出すために行うもの」（文部科学省，2015 答申）としている。確かに、紛争事案に際して担当する児童生徒にかかわることを完全に他者に委ねることはできないであろうし、事後の学校生活への復帰と学習に集中専念することを考えれば、そうした児童生徒とのかかわりは常に続いているのが望ましいと考えられる。ただ、実際に時間を要する連絡調整や面談、種々の協議の場の設定や協議の進行またそれらに伴う準備等を教員以外が担うことができれば事態への対処としてより効果的かつ適切であるとともに、教員の過重な負担を軽減することになると期待できるように思われる。

いじめの解消率は、2017年度で85.8%であり、前年度の90.5%より下回っているものの依然として高い数値である。しかし、その内実はたとえば当事

者同士が形式的に握手をすれば「仲直り」したと扱い、それをもって解決として、それ以上対応しないようなことが含まれるのではないかと、この疑念が不登校当事者にはあり、また不登校の要因にいじめを含む児童生徒数の多さと、一方の（直接的な要因として）いじめによって不登校になった「重大事態」（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号の不登校重大事態）件数の少なさとして現れている大きな数的乖離について、その理由が不登校時点でのいじめ解消状態（不存在）であることによるという解釈ならば、実際には継続していることがあるいじめの実態を見過ごしている懸念がある。（石井，2017）こうした課題に対して当事者が問題を訴え、助けを求めやすい学校づくりを考えた時に、問題を報告しづらい学校の立場や文化を変えていくために教員外の職員や外部との連携を充実して、対応の適切さを確認していくことが重要になると考えられる。その場合に、信頼関係を築きつつ、対象者とその環境を見定めながら調整を図っていくソーシャルワークのアプローチは有効であるといえる。こうした連携を模索することは、教員の負担軽減にも資するものと考えられ、実際の労働時間の縮減にも効果を挙げているものと期待される。

文献／References

- 愛知教育大学 (2019)：取得できる免許・資格、
https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/annai2019_p16-17_180601.pdf, 2019/5/17 閲覧
- 朝日新聞 (2018)：いじめ防止法 子の訴えが届く改正を, 2019年4月8日
- 池島 徳大 他 (2007)：ピア・メディエーション（仲間による調停）プログラムの実践的導入に関する研究, 教育実践総合センター研究紀要, 第16巻, pp261-270
- 石井志昂 (2017)：いじめで不登校, 7割が「重大事態ではない」？ 目指すべきは「問題ない」学校なのか, <https://news.yahoo.co.jp/byline/ishiishiko/20170601-00071596/>, 2019/5/16 閲覧
- 小野芳秀 (2019)：課題を抱える児童生徒とその家族への支援体制に関する研究 - A町教育委員会におけるスクールソーシャルワーク実践の視点から-, 東北福祉大学研究紀要, 第43巻, pp51-70
- 各務茂 (2019)：社説余滴 学校のもめごと調停人, 朝日新聞 2019年3月8日
- 加藤純 (2009)：スクールソーシャルワークと子どもの権利擁護—子どもの代弁機能, 保護者・学校間の調停機能について-, ルーテル学院研究紀要, 第43巻, pp63-73
- 川義郎 (2019)：学校と保護者の関係が悪化した場合の対応と, 担任教員が児童の保護者を訴えることの是非, 学校事務, 2019年4月号, pp56-60
- 厚生労働省 (2018)：過労死等をめぐる調査・分析結果, 平成30年版過労死等防止対策白書, p114
- 厨子健一 (2012)：教師が子ども・保護者対応に関するサポートを求める要因—校内検討機能の欠如に関する媒介効果—, 学校ソーシャルワーク研究, 第7巻, pp2-13
- 土井裕子 (2019)：潜入！愛知教育大学”教育支援専門職養成課程教育ガバナンスコース”, 学校事務, 2019年4月号, pp26-30
- 林聖子 (2018)：学校における『保護者』と子どもの権利擁護—親権と未成年後見を考える—季刊教育法, No196, pp99-103
- 日本弁護士連合会 (2018)：いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書, https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_05.pdf, 2019/5/17 閲覧
- 日本弁護士連合会 (2018)：「スクールロイヤー」の整備を求める意見書, https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf, 2019/5/17 閲覧
- 松原信継 (2018)：「チーム学校」時代に求められる学校事務職員の資質・能力—ガバナンス概念とリーダーシップ論を軸にして—～平成29年度/第23回名古屋市立小中特別支援学校事務職員研究大会での講演（2018年1月26日・名古屋市教育センター講堂）より～学校ガバナンス研究, 第1巻, pp1-14
- 水野修次郎 (2016)：いじめを防ぐ「ピア・メディエーション」の試み—学校・家庭・地域の連携と人格教育—, <https://ippjapan.org/pdf/Opinion037.pdf>, 2019/5/17 閲覧
- 文部科学省 (2017)：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/20/1400030_009.pdf,

2019/5/17 閲覧

文部科学省 (2018) : 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について (その 1) および同 (その 2), http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/___icsFiles/afiefieldfile/2018/10/25/1410392_1.pdf および http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/___icsFiles/afiefieldfile/2018/10/25/1410392_2.pdf, 2019/5/17 閲覧

文部科学省 (2015) : チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間まとめ), http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afiefieldfile/2015/07/28/1360375_02.pdf, 2019/5/17 閲覧

山下英三郎 (2013) : 修復的アプローチのソーシャルワーク実践への適用に関する考察 : 学校におけるコンフリクト解決手段として, 日本社会事業大学研究紀要, 第 59 巻, pp139-150

[注]

ⁱ いじめの定義について, 定義そのものの範囲の広さにより, 恣意的な解釈を許すため, 一方では認定せず, 他方では認定するような事態が生じうるものとなっている。いじめの認定自体は否定的評価となるので, 学校としては認定に慎重になる。(日本弁護士連合会『いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書』2018年) 納得のできない当事者・保護者らが探偵業者に調査を依頼し社会的なアピールをすることも生じている。(NHK スペシャル「シリーズ子どもの“声なき声” 第1回 いじめと探偵～行き場を失った“助けて”～」2019年5月19日放送)

ⁱⁱ ファシリテーターの説明は以下を参照されたい。
<https://lightworks-blog.com/facilitator>

(2019年5月20日受付)

(2019年7月17日受理)